

○須高行政事務組合職員倫理規程

(令和7年12月26日訓令第1号)

(目的)

第1条 この規程は、職員が構成市町村の住民全体の奉仕者であつて、その職務は構成市町村の住民から負託された公務であることにかんがみ、職務に係る倫理の保持に資するため遵守すべき事項等を定めることにより、職務遂行の公正さに対する構成市町村の住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する構成市町村の住民の信頼を確保することを目的とする。

(職員の倫理)

第2条 職員の倫理については、[須坂市職員倫理規程（令和7年須坂市訓令第4号）](#)の例による。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。